

令和3年度（2021年度）被措置児童等虐待の状況について

令和4年（2022年）8月3日

子ども家庭福祉課
障がい者支援課

児童福祉法第33条の16及び同法施行規則第36条の30に基づき、令和3年度（2021年度）に判明した熊本県における被措置児童等虐待の状況について公表します。

1 虐待案件受理の状況

受理件数	内 訳	
	虐待該当	非該当
8 件	2 件	6 件

2 被措置児童等虐待の状況

ア 被措置児童等の性別

男 子	女 子
0 人	2 人

イ 被措置児童の年齢層

乳幼児	小学生	中学生	高校生
1 人	0 人	0 人	1 人

ウ 被措置児童等虐待の種別・類型

身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待
0 件	1 件	0 件	1 件

エ 施設種別

里親等	社会的養護関係施設	障害児施設等	一時保護施設等
0 件	2 件	0 件	0 件

オ 被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種

嘱託医	看護師	児童指導員	保育士	管理責任者	その他
—	—	2 人	—	—	0 人

3 県が講じた措置

児童福祉法第46条第1項の規定に基づく報告要求	2 件
児童福祉法第46条第3項の規定に基づく改善勧告	0 件

○ **児童福祉法第 33 条の 16**

都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

○ **児童福祉法施行規則第 36 条の 30**

法第 33 条の 16 の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別
 - イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
 - ロ 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
 - ハ 障害児入所施設及び指定発達支援医療機関 障害児施設等
 - ニ 法第 12 条の 4 に規定する児童を一時保護する施設又は法第 33 条第 1 項若しくは第 2 項の委託を受けて一時保護を行う者 一時保護施設等
- 2 被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種